



最高裁秘書第1184号

平成28年4月7日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

補充理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書（平成28年4月6日付け）の写しを送付します。

記

諮問番号 平成27年度（最情）諮問第25号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁判所
事務総長
戸倉三郎

平成28年4月6日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 戸倉三郎



補充理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問番号

平成27年度（最情）諮問第25号

2 理由

- (1) 最高裁判所事務総長は、「50期から68期までの、実務修習希望地調査表」（以下「本件各開示申出文書」という。）について、平成27年12月21日に開示の申出がされたのに対し、平成28年1月20日、本件各開示申出文書は存在しないとして不開示の判断（原判断）をし、開示申出人からの苦情申出を受けて貴委員会に同年2月22日に諮問した際の理由説明書においては、「廃棄済みであるために、いずれも存在しない。」と説明した。しかしながら、今般、本件各開示申出文書の存否等について改めて確認したところ、本件各開示申出文書のうち、56期から68期までの実務修習希望地調査表については、存在すると認められたため、これらについては、改めて開示することとしたい。このように対応方針を変更した理由は次のとおりである。
- (2) 本件各開示申出文書に係る事務を所掌している司法研修所においては、少なくとも56期以降の実務修習希望地調査表を作成していたが、これらについては、従前、担当者の個人手持ち資料として整理をし、担当者用のキャビネット内に保管していた。しかしながら、平成27年10月15日に、69期の実務

修習希望地調査表を開示申出文書とする開示申出がされた際、当該文書の作成、管理、保存の態様等を再度検討したところ、当該文書は、組織共用性のある司法行政文書と整理するのが相当であると考え、これを開示することとした。その頃、司法研修所内においては、68期以前の実務修習希望地調査表の取扱いについても検討し、69期の実務修習希望地調査表が直近の事務に係る文書であるのに対し、これらの文書に係る事務が過去のものであり、既に事務処理上保有しておく必要性がなくなっていたことなどから、廃棄することが相当との判断に至り、担当者においても上司と相談の上、これらについては廃棄することとし、他の廃棄文書とともに、平成28年3月に予定されている溶解の方法によって、廃棄する予定としていた。

その後、本件各開示申出文書の開示申出がされたが、その際、担当者においては、56期から68期までの実務修習希望地調査表は、従前と同じキャビネット内にあることを確認したが、上司と相談した結果、上記のとおり、既に廃棄する予定としていたことから、これらについては、廃棄したものと同視できるとし、司法研修所内の開示事務担当者に対し、作成後廃棄済みであるため存在しない旨を伝えた。開示事務担当者においては、廃棄済みであるとされたものについては、既に廃棄したものと理解の下にその旨の決裁を得て、原判断に至ったものである。その後、苦情申出があり、貴委員会への諮問に伴って理由説明書を作成する際にも、担当者においては、上記と同様の意識から、実務修習希望地調査表については、一般的には実務修習地を決定する際の参考資料として利用した後には必要なくなるものであり、かつ、68期以前のものについては、既に廃棄することとしていたことから、廃棄済みである旨の説明をした理由説明書を作成してしまい、開示事務担当者は、廃棄済みであるとの認識の下に決裁を経たものである。

しかし、本件について貴委員会に諮問した後、本件各開示申出文書の存否について再度確認したところ、56期から68期までの実務修習希望地調査表に

については、廃棄する旨の相談をする以前とその後の管理の状態になんら変化がないことが判明し、これをもって廃棄したと説明することは不相当であり、69期のもと同様の文書の性質からすると、これらは司法行政文書であると認めるべきであるから、改めて開示することとしたものである。

なお、50期から55期までの実務修習地希望調査表も探索したが、その存在は確認できず、作成したか否かも不明であるから、これらについては、存在しない旨の原判断は相当である。